

令和5年度 第2回佐倉市青少年問題協議会 (書面会議)

次 第

☐ 開 会

- 1 開 会 (略)
- 2 市長あいさつ (略)

☐ 会 議

- 1 「佐倉市こども計画」策定にかかるニーズ調査の質問項目について
 - **別紙1**「会議資料の説明」と併せて 資料1～5をご覧ください。
 - ご意見を**別紙2**「意見書」にて回答をお願いいたします。

☐ その他

- ・ 第4次千葉県青少年総合プラン（概要版）
- ・ こども大綱（R5.12.22 資料抜粋）

☐ 閉 会 (略)

日時：令和6年3月19日（火）

佐倉市
こども支援部こども政策課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：R5. 7. 5～R8. 7. 4）

敬称略

No.	選出区分	委 員	備 考
1	市 長	西 田 三十五	会 長
2	教 育 長	圓城寺 一 雄	副会長
3	副 市 長	石 井 健 司	
4	市教育委員会委員	吉 村 真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	佐 藤 鈴 子	佐倉市子ども支援部子ども家庭課長
6	市教育委員会の事務局の職員	榎 本 泰 之	佐倉市教育委員会教育部参事指導課長事務取扱
7	警察関係職員	布留川 松 範	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	芦 澤 俊	千葉家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	松 本 博 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
11	保 護 司	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	岡 本 一 成	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	小坂井 靖 史	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	加 藤 康 男	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	佐 藤 道 広	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	木 次 慎 一	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	喜 澤 雄 悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	久 保 秀 一	印旛健康福祉センター長
19	〃	山 口 裕 司	成田公共職業安定所長
20	〃	藤 寄 秀 秋	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	富 永 三 咲	佐倉市スポーツ協会理事長
23	〃	溝 渕 哲 雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
24	〃	佐 藤 誠	佐倉市PTA連絡協議会 上志津中学校PTA会長
25	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学教授
26	〃	吉 森 文 男	佐倉市人権擁護委員

令和 5 年度 第 2 回佐倉市青少年問題協議会の説明

<はじめに>

この会議は、資料を公開すると共に、会議録も公開とし、会議録の作成については、要約とすることで了解を得ているところです。また、会議の公開は、希望者に傍聴を認めることにより行い、定員は、先着順で 5 名程度認めているところですが、今回の会議は書面による会議といたしますので、傍聴者はありません。

<議題 1>

(仮) 「佐倉市こども計画」策定にかかるニーズ調査の質問項目について

《市町村こども計画について》

資料 1 の上段、「1. こども基本法における「市町村こども計画」について」をご覧ください。

令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法第 10 条において、市町村は「こども大綱」【参考 2】及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされております。

《市の子ども施策関連計画の策定状況について》

資料 1 の中段「2. 子ども施策関連計画の策定状況と今後の作成方針について」をご覧ください。

当市における子ども施策関連計画は、大きく分けて 2 つあります。

ひとつは、本協議会で審議いただきます「佐倉市青少年育成計画（こども・若者育成支援推進計画）」、もうひとつは、佐倉市子育て支援推進委員会で審議される「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」です。

「佐倉市青少年育成計画」については、青少年事業の体系化を図り、継続的な青少年事業を展開するため、平成 19 年に第 1 次計画を策定しました。その後、本計画を、平成 22 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者育成支援推進計画として位置づけ、平成 24 年に第 2 次計画を策定、現在、令和 2 年度から令和 7 年度末までの 6 年間を第 4 次佐倉市青少年育成計画として、青少年の健全育成を推進しています。

「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 16 年に策定された、少子化対策のための行動計画である「佐倉市次世代育成支援行動計画」を継承するかたちで平成 27 年施行された「子ども・子育て支援法」に基づき策定されました。その後、令和元年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、令和 5 年 4 月、この計画に盛り込むかたちで「子どもの貧困対策計画」を策定しており、これらの計画をまとめて「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」としています。

《市の作成方針について》

令和5年7月の第1回佐倉市青少年問題協議会で配布いたしました「第4次佐倉市青少年育成計画」は、当該協議会でご審議いただく計画となっており、計画期間は令和2年度から令和7年度までの6年間となっています。

この計画を単独で策定する場合には、令和7年度中に委員の皆様にご審議いただき、令和8年度以降、第5次佐倉市青少年育成計画として始動する流れとなるのですが、資料1の「1. こども基本法における「市町村こども計画」について」でお示ししたとおり、こども施策関連計画を一体化できることとなったことから、佐倉市としましては、令和6年度中に次期計画策定に向けた取組が必要となる「佐倉市子ども子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画を含む）」に併せて1年前倒しするかたちで「佐倉市青少年育成計画」の計画策定を進め、佐倉市のこども施策関連計画を「佐倉市こども計画」として一体化し、こども施策を総合的に推進してまいります。

なお、子ども子育て支援事業計画の策定に関わる「佐倉市子育て支援推進委員会」において、令和5年8月以降、次期こども関連計画策定に関する協議が進められており、次期計画における基礎調査（ニーズ調査）から計画策定まで外部機関に業務委託することになりました旨申し添えます。

《こども計画策定に係るスケジュールについて》

資料2「市町村こども計画策定支援業務委託について」をご覧ください。

「こども計画」の策定に向けた基礎資料とするため、こども・若者や子育て世代の保護者のニーズや意識を把握するため、必要な基礎調査（ニーズ調査）を実施し、当該協議会・子育て推進委員会等で調査結果の分析や指標の検討を行い、計画に盛り込み、令和7年3月に計画を策定したいと考えております。詳細については資料2「2. スケジュール（予定）」をご覧ください。

計画策定は、令和5年度・令和6年度の2か年にわたって実施します。

ニーズ調査票を令和6年3月末まで完成させて、同年4月～5月に小中学生には学校を通して、また、子育て世代の保護者や義務教育を修了した若者には郵送による調査を実施いたします。令和6年7月に調査報告書を作成し、当該協議会及び佐倉市子育て支援委員会にて調査結果の分析や指標の検討を行います。また、こども基本法の基本理念に基づき、こどもの意見反映のための意見聴取会を開催します。令和6年10月頃から骨子案、素案の作成に入り、12月頃、計画案を作成します。その後、パブリックコメントを経て、当初の予定通り令和7年3月に計画書を完成させる予定です。委員の皆様には、都度進捗をご報告しながら、ご意見を伺いたいと考えております。

資料2 「3. ニーズ調査」をご覧ください。

調査は、計画の主体となる青少年等（小中学生、義務教育を修了した若者）を対象とする他、こども施策を総合的に推進するため、就学前児童及び小中学生の保護者からも意見を徴取し、ニーズを的確に捉え、子育て支援・子ども若者施策に反映させていきたいと考えています。義務教育を修了した若者や子育て世代の保護者に対する調査は郵送、小中学生に対する調査は学校を通して調査を行います。調査票の作成にあたり、令和5年11月に開催された佐倉市子育て支援推進委員会において委員の皆様からご意見をいただいたほか、同年12月に庁内関係部署に照会を行い、調査項目を整えたものが資料3「アンケート調査票の大枠」になります。

資料3「アンケート調査票の大枠」を基に受託業者に具体的な設問を作成するよう依頼し完成したものが、資料4「佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査票」（案）となります。

議題 1

青少年問題協議会委員の皆様にお諮りしたいのは、資料4-1、資料4-2、資料4-3小中学生及び青少年に対する質問項目や選択肢の精査、また、調査項目として追加したほうが良い内容等について、別紙2「意見書」にてご回答いただきたくお願いいたします。

《その他資料送付》

・【参考1】第4次千葉県青少年総合プラン（令和5年度～9年度）（概要版）

※プラン全文については千葉県のホームページからご覧ください。

ネット検索ワード：「第4次千葉県青少年総合プラン」で検索

千葉県ホームページ URL

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/keikaku/seisyounen/2023/4thplan.html>



・【参考2】こども大綱【R5.12.22 閣議決定】資料抜粋

※こども大綱全文についてはこども家庭庁のホームページからご覧ください。

ネット検索ワード：「こども家庭庁 こども大綱」で検索

こども家庭庁（「こども大綱」）ホームページ URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>



・【参考3】第4次佐倉市青少年育成計画（前回の青少年問題協議会で配布致しました）

※計画全文については佐倉市ホームページからご覧ください。

ネット検索ワード：「第4次佐倉市青少年育成計画」で検索

佐倉市ホームページ URL

https://www.city.sakura.lg.jp/material/files/group/21/4th_seisyounenikuseikeikaku.pdf



意見書

委員氏名

令和 5 年度 第 2 回佐倉市青少年問題協議会

議題 1 (仮)「佐倉市こども計画」策定にかかるニーズ調査の質問項目 について

(仮)「佐倉市こども計画」を策定するにあたり、令和 6 年 4 月頃にニーズ調査を実施する予定です。

【資料 4】佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査票（案）について、【資料 4-1、4-2、4-3】小中学生及び青少年に対する質問項目や選択肢の精査、また、調査項目として追加したほうが良い内容 など、ご意見をご記入ください。

記

意見等の有無	有 ・ 無
意見等の内容	

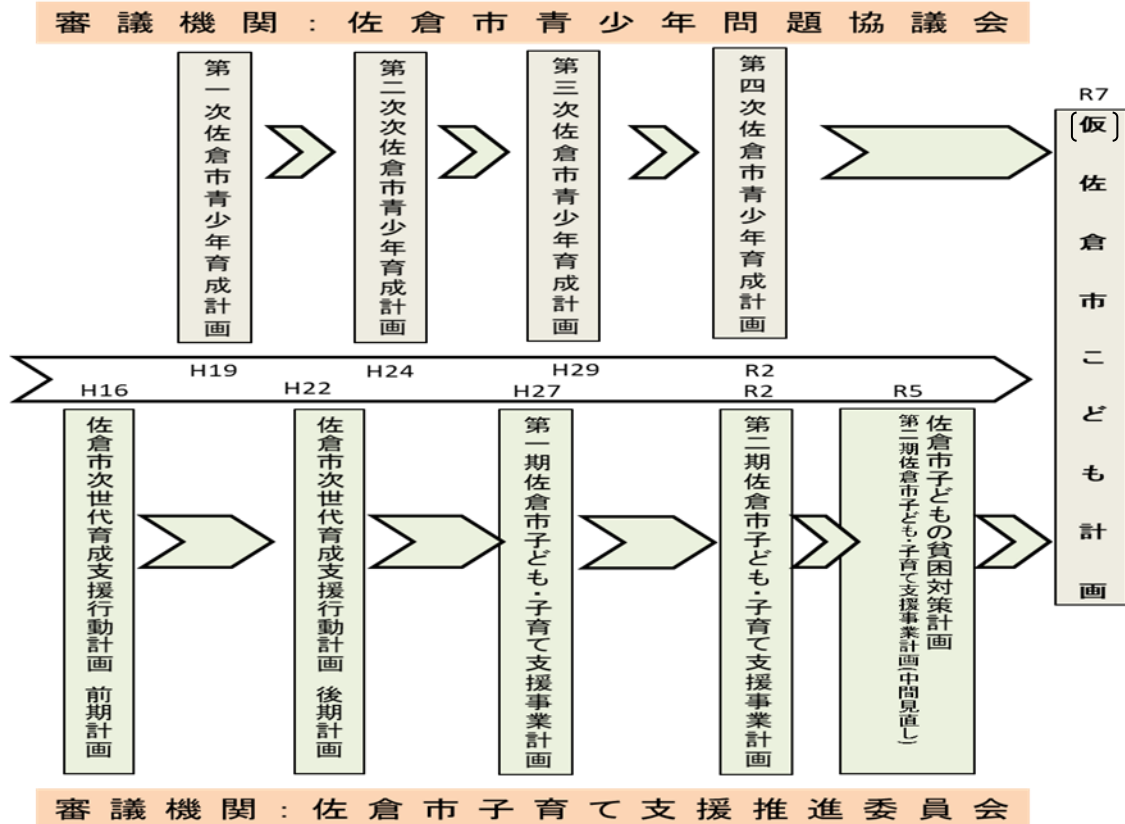
市町村こども計画について

1. こども基本法における「市町村こども計画」について

- 都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画は、「子ども・若者育成支援推進計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる。

(こども基本法第10条)

2. 子ども施策関連計画の策定状況と今後の作成方針について



- 「青少年育成計画(子ども・若者育成支援推進計画)」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」の4計画を一体化し、「こども計画」として位置づける予定。

新計画は各こども施策に関する計画を内包した一体のものとして作成し、こども施策を総合的に推進します。

【資料2】

令和6年3月19日（火）

第2回佐倉市青少年問題協議会

市町村こども計画策定支援業務委託について**1. 業務内容**

- ・青少年育成計画を含む「こども計画」の策定に向けて、必要な基礎調査（ニーズ調査）を実施し、調査結果の分析や指標の検討を行い、計画に盛り込み、令和7年3月にこども計画を完成させる。

2. スケジュール（予定）

- ・令和5年10月下旬～令和7年3月31日（契約期間）

計画策定スケジュール		青少年問題協議会
令和6年3月	ニーズ調査票作成	3月 令和5年度第2回会議 （ニーズ調査に関する意見聴取）
令和6年4月～5月	ニーズ調査実施	7～8月 令和6年度第1回会議 （ニーズ調査結果報告等）
令和6年7月～11月	調査結果の分析・指標検討 子どもたちの意見聴取等	
令和6年10月	骨子案作成	11～12月 令和6年度第2回会議 （素案に対する意見聴取）
令和6年11月	素案作成	
令和6年12月～ 令和7年1月	計画案作成	
令和7年1月～2月	パブリックコメント	
令和7年3月	計画完成	

3. ニーズ調査

- ・令和6年4月上旬～令和6年5月下旬に実施予定。
- ・住民の子育て支援・子どもや若者への支援に関する実態や要望等について、調査を行う。
- ・調査対象者【約2,500人】（予定）

調査対象者	人数
① 就学前児童の保護者	400人
② 小中学生の保護者	600人
③ 小中学生	600人
④ 青少年(16歳～39歳まで)	900人

■アンケート調査票の大枠

【資料3】
令和6年3月19日（火）
第2回佐倉市青少年問題協議会

対象	就学前保護者	小学生保護者	中学生保護者	小学生	中学生	青少年
共通	・属性（居住地域、子どもの年齢、家族構成） ・就労状況（年収） ・この地域で、今後も子育てをしていきたいか ・子どもの権利の認知状況 ・相談相手／抱えている悩み ・自由記述			・属性（学校名・男女） ・ヤングケアラー ・相談相手／抱えている悩み ・自由記述 ・子どもの権利の認知状況 ・周りの大人に望むこと		・属性（年齢・男女） ・ヤングケアラー ・相談相手／抱えている悩み ・自由記述 ・子どもの権利の認知状況
個別	・保育ニーズ 病児・病後児保育 一時預かり こども誰でも通園制度 ・小児救急の満足度 ・育休、育児短時間勤務の状況 ・休日の教育・保育の状況 ・子育てアプリ ・地域との関わり方 ・子どもにして欲しい体験 ・居場所（プレーパーク等） ・発育・発達等に関する支援 ・相談窓口の認知状況	・放課後の過ごししかた →学童保育所の利用状況 ・長期休暇中の保育状況 ・小児救急の満足度 ・塾、習い事 ・子育てアプリ ・地域との関わり方 ・子どもにして欲しい体験 ・居場所（プレーパーク等） ・発育・発達等に関する支援 ・相談窓口の認知状況 ・公立フリースクール	・放課後の過ごししかた ・小児救急の満足度 ・塾・習い事 ・子どもの進路 ・子育てアプリ ・地域との関わり方 ・子どもにして欲しい体験 ・居場所（プレーパーク等） ・発育・発達等に関する支援 ・相談窓口の認知状況 ・公立フリースクール	・生活状況 起床時間 朝食の有無 就寝時間 夕食は家族と食べるか →将来の夢 ・放課後や休日の過ごししかた ・塾・習い事 ・外出（ひきこもり・不登校） ・地域での活動 （学校以外での活動） ・居場所（プレーパーク等）	・生活状況 起床時間 朝食の有無 就寝時間 夕食は家族と食べるか →将来の夢 ・放課後や休日の過ごししかた ・塾・習い事 ・外出（ひきこもり・不登校） ・地域での活動 （学校以外での活動） ・居場所（プレーパーク等）	・生活状況 起床時間 朝食の有無 就寝時間 →将来の夢 ・外出（ひきこもり・不登校） ・地域での活動 （学校以外での活動） ・居場所（プレーパーク等）
他	・男性も育児に主体的に参加するようになったと思うか ・子どもを連れての外出が以前よりしやすくなったと思うか ・親や祖父母の世代との育児に関する認識にギャップを感じるか ・小学校/中学/高校に子どもがあがるときに不安なことはなにか （いじめ、学力、支度にお金がかかること、その他）			・保育園・学童・学校への思い ・部活や習い事について ・外国にルーツを持つ子どもについて（周囲/当事者） ・駅からの送迎ステーションのニーズ		

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
属性（年齢・男女）	1	あなた自身が思う自身の性別をお答えください。 (1つに○)	1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない 4. 答えたくない	
	2	あなたは、どの学校に通っていますか。	各学校の選択肢を設ける	
生活状況	3	あなたは学校がある日はだいたい朝何時ごろに起きますか。 (1つに○)	1. 午前6時より前 2. 午前6時頃 3. 午前7時頃☑ 4. 午前8時頃 5. 午前9時頃 6. 午前10時頃 7. 午前11時頃 8. 正午以降	
	4	あなたは朝ごはんを食べていますか。 (1つに○)	1. 週6日以上食べる☑ 2. 週4～5日は食べる 3. 週2～3日は食べる☑ 4. ほとんど食べない	
	5	あなたは、次の日に学校がある日はだいたい、何時ごろに寝ますか。 (1つに○)	1. 午後9時より前 2. 午後9時頃 3. 午後10時頃 4. 午後11時頃 5. 午前0時頃 6. 午前1時頃 7. 午前2時頃 8. 午前3時頃以降	
	6	あなたは、夕ごはんをこどもだけ（一人だけを含む）で食べることがありますか。 (1つに○)	1. ほとんど毎日☑ 2. 週に4～5日 3. 週に2～3日☑ 4. 週に1日程度 5. ほとんどない	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
放課後や休日の過ごし方	7	あなたは学校にいる時間が楽しいですか。 (1つに○)	1. 楽しい☑ 2. どちらかといえば楽しい 3. どちらかといえば楽しくない☑ 4. 楽しくない	その他より追加
	8	問7で3. 4. と答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？ (1つに○)	1. 友達がいない 2. いじめられている 3. 自分の思うとおりにいかない 4. 勉強についていけない 5. 友達に引け目を感じる 6. その他 ()	
	9	あなたは放課後に、どこで過ごすことが多いですか。(3つまで○) 11「その他」に○をした時は、()の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 自宅 2. 祖父母宅や友人・知人宅 3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) 4. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 5. 学童保育所 6. ファミリー・サポート・センター 7. 子ども食堂 8. 公園 9. 公民館 10. 図書館 11. その他 ()	保護者と子の理想と現実のギャップ、本人の理想と現実のギャップ
	10	あなたは放課後に、本当は、どこで過ごしたいですか。(3つまで○) 11「その他」に○をした時は、()の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 自宅 2. 祖父母宅や友人・知人宅 3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) 4. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 5. 学童保育所 6. ファミリー・サポート・センター 7. 子ども食堂 8. 公園 9. 公民館 10. 図書館 11. その他 ()	保護者と子の理想と現実のギャップ、本人の理想と現実のギャップ

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	11	あなたは、塾や習い事に通っていますか。 (1つに○)	1. 平日の放課後のみ通っている 2. 休日のみ通っている 3. 平日の放課後、休日のいずれにも通っている 4. 通っていない	才能開花支援金
	12	問11で「4. 通っていない」とお答えの方にうかがいます。塾や習い事に通いたいですか。	1. 通いたい () 2. 通いたくない	
ヤングケアラー	13	ヤングケアラーを知ってますか？（ヤングケアラーとは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を日常的に行っているこどものことを指します。例えば、家族のお風呂やトイレのお世話、きょうだいのお世話など。）	1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉だけは聞いたことがある 3. 知らない	
相談相手/抱えている悩み	14	あなたには、今なやんでいることや心配なこと、困っていること、だれかに相談したいと思っていることがありますか。下の中からあてはまるものがあればすべてに○をしてください。 17「その他」に○をした時は、()の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 学校での生活のこと☑ 2. 友だちのこと☑ 3. 家族のこと 4. 勉強のこと☑ 5. 家での生活のこと☑ 6. 塾や習いごとのこと 7. 将来・進路 8. 性格のこと 9. 恋愛のこと☑ 10. 体調・健康 11. 見た目・体型 12. 性別や体のこと 13. 心に関すること 14. 政治や社会のこと 15. はっきりとした悩みはないが、なんとなく不安☑ 16. とくにない 17. その他 ()	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	15	心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談し たりできる人がいますか。下の中からあてはまる ものがあればすべてに○をしてください。 9「その他」に○をした時は、（ ）の中に自分で考 えた答えを書いてください。	1. 家族のおとな☒ 2. 学校の先生☒ 3. 学校の友だち 4. 学校以外の友だち☒ 5. きょうだい☒ 6. 家族・学校の先生以外のおとな☒ 7. インターネット・SNS☒ 8. とくにいない（理由： ） 9. その他（ ）☒	
周りの大人に 望むこと	16	あなたが、周りの大人に望むことは何ですか。 （すべてに○）	1. 自分を否定しないでほしい 2. 自分の意見や希望を受け入れてもらえること 3. 悩みごとの相談にのってくれること 4. あまり大人の方から構わないでほしい 5. 話したいときに、自分の話を聞いてほしい 6. 困っていることや悩みごとを話した時に味方になってほしい 7. こども（自分たち）がどうしたいかを聞いてほしい 8. こども（自分たち）が取り組んでみたいことを応援してほしい	
地域での活動 （学校以外で の活動）	17	近所の人と関わりがありますか （1つに○）	1. とてもある 2. まあまあある 3. あまりない 4. まったくない	
	18	あなたは、プライベートにおいて、平日1日のうち どれくらいの時間、スマートフォン、タブレッ ト、パソコン等のインターネット機器を使用して いますか？ （1つに○）	1. 7時間～☒ 2. 5時間～7時間 3. 3時間～5時間 4. 1時間～3時間 5. ほとんどしない 6. 使わない、持っていない	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	19	問18で1～5と回答した方に伺います。インターネットを利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことはありましたか？ (すべてに○)	1. 自分の悪口をネット上に書き込まれた 2. 仲間外れやいじめを受けた 3. 自分の個人情報や写真をネット上にアップされた 4. 身に覚えのないお金を請求されたり、ゲームで多額のお金を請求された 5. ネット上で知り合った人から、しつこく会うように誘われた 6. ネット上で知り合った人と実際に会い、事件やトラブルに巻き込まれた 7. ネット上に書き込んだ内容がうまく相手に伝わらず、怒らせたり悲しませてしまった 8. なりすましやアカウントの乗っ取り被害にあった 9. 有害なホームページにつながったり、怪しいメールが届いた 10. 知らない人から裸の写真が送られてきたり、自分の裸の写真を送るよう要求された 11. その他（ ）	
居場所（プレーパーク等）	20	あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）はありますか。	1. ある 2. ない	こども大綱リストより
	21	問20で1. あると答えた方にうかがいます。次のうち、あなたの居場所はどこですか？ あてはまるものをすべて選んでください。	1. 学校 2. 学童保育所 3. 家庭 4. 図書館 5. 公民館 6. 公園 7. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 8. 子ども食堂 9. プレーパーク 10. インターネット空間 11. じゅく・習い事の間 12. その他（ ）	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
子どもの権利条約	22	子どもの権利条約を知っていますか？ (1つに○)	1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉だけは聞いたことがある 3. 知らない	
外国にルーツを持つこどもについて（周囲/当事者）	23	あなたの周りには「外国にルーツを持つこども」がいますか。（1つに○）	1. 自分自身がそうである 2. いる 3. いない	その他より追加
	24	問23で1. と答えた方に伺います。どんなときに困りましたか？ (すべてに○)	1. 友達づくり 2. 授業内容の理解 3. 日本語の習得状況 4. 行事参加等、学校生活のルール 5. 日本文化や日本での生活 6. 将来の進路選択 7. 名前や見た目 8. その他（ ） 9. 特にない	その他より追加
自由記述	25	ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。		

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
属性（年齢・男女）	1	あなたは自身が思う自身の性別をお答えください。	1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない 4. 答えたくない	
	2	あなたは、どの学校に通っていますか。	各学校の選択肢を設ける	
生活状況	3	あなたは学校がある日はだいたい朝何時ごろに起きますか。（1つに○）	1. 午前6時より前 2. 午前6時頃 3. 午前7時頃☑ 4. 午前8時頃 5. 午前9時頃 6. 午前10時頃 7. 午前11時頃 8. 正午以降	
	4	あなたは朝ごはんを食べていますか。（1つに○）	1. 週6日以上食べる☑ 2. 週4～5日は食べる 3. 週2～3日は食べる☑ 4. ほとんど食べない	
	5	あなたは、次の日に学校がある日はだいたい、何時ごろに寝ますか。（1つに○）	1. 午後9時より前 2. 午後9時頃 3. 午後10時頃 4. 午後11時頃 5. 午前0時頃 6. 午前1時頃 7. 午前2時頃 8. 午前3時頃以降	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	6	あなたは、夕ごはんをこどもだけ（一人だけを含む）で食べることがありますか。 （1つに○）	1. ほとんど毎日☑ 2. 週に4～5日 3. 週に2～3日☑ 4. 週に1日程度 5. ほとんどない	
	7	あなたは学校にいる時間が楽しいですか。 （1つに○）	1. 楽しい☑ 2. どちらかといえば楽しい 3. どちらかといえば楽しくない☑ 4. 楽しくない	その他より追加
	8	問7で3. 4. と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか？	1. 友達がいない 2. いじめられている 3. 自分の思うとおりにいかない 4. 勉強についていけない 5. 友達に引け目を感じる 6. その他（ ）	
放課後や休日の過ごし かた	9	あなたは放課後に、どこですごすことが多いですか。（3つまで○） 11「その他」に○をした時は、（ ）の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 自宅 2. 祖父母宅や友人・知人宅 3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 4. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 5. 部活動 6. 商業施設（遊戯施設、ショッピングセンター等） 7. 子ども食堂 8. 公園 9. 公民館 10. 図書館 11. その他（ ）	保護者と子の理想と現実のギャップ、本人の理想と現実のギャップ
	10	あなたは放課後に、本当は、どこですごしたいですか。（3つまで○） 11「その他」に○をした時は、（ ）の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 自宅 2. 祖父母宅や友人・知人宅 3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 4. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 5. 部活動 6. 商業施設（遊戯施設、ショッピングモール等） 7. 子ども食堂 8. 公園 9. 公民館 10. 図書館 11. その他（ ）	保護者と子の理想と現実のギャップ、本人の理想と現実のギャップ

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
塾・習い事	11	あなたは、塾や習い事に通っていますか。 (1つに○)	1. 平日の放課後のみ通っている 2. 休日のみ通っている 3. 平日の放課後、休日のいずれにも通っている 4. 通っていない	才能開花支援金
	12	問11で「4. 通っていない」とお答えの方にうかがいます。塾や習い事に通いたいですか。	1. 通いたい () 2. 通いたくない	
ヤングケアラー	13	ヤングケアラーを知ってますか？（ヤングケアラーとは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を日常的に行っているこどものことを指します。例えば、家族のお風呂やトイレのお世話、きょうだいのお世話など。）	1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉だけは聞いたことがある 3. 知らない	
相談相手/抱えている悩み	14	あなたには、今なやんでいることや心配なこと、困っていること、だれかに相談したいと思っていることがありますか。下の中からあてはまるものがあればすべてに○をしてください。 17「その他」に○をした時は、()の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 学校での生活のこと☑ 2. 友だちのこと☑ 3. 家族のこと 4. 勉強のこと☑ 5. 家での生活のこと☑ 6. 塾や習いごとのこと 7. 将来・進路 8. 性格のこと 9. 恋愛のこと☑ 10. 体調・健康 11. 見た目・体型 12. 性別や体のこと 13. 心に関すること 14. 政治や社会のこと 15. はっきりとした悩みはないが、なんとなく不安☑ 16. とくにない 17. その他 ()	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	15	心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談したりできる人がいますか。下の中からあてはまるものがあればすべてに○をしてください。 9「その他」に○をした時は、（ ）の中に自分で考えた答えを書いてください。	1. 家族のおとな☒ 2. 学校の先生☒ 3. 学校の友だち 4. 学校以外の友だち☒ 5. きょうだい☒ 6. 家族・学校の先生以外のおとな☒ 7. インターネット・SNS☒ 8. とくにいない(理由：) ☒ 9. その他() ☒	
周りの大人に望むこと	16	あなたが、周りの大人に望むことは何ですか。(すべてに○)	1. 自分を否定しないでほしい 2. 自分の意見や希望を受け入れてもらえること 3. 悩みごとの相談にのってくれること 4. あまり大人の方から構わないでほしい 5. 話したいときに、自分の話を聞いてほしい 6. 困っていることや悩みごとを話した時に味方になってほしい 7. こども(自分たち)がどうしたいかを聞いてほしい 8. こども(自分たち)が取り組んでみたいことを応援してほしい	
地域での活動(学校以外での活動)	17	近所の人と関わりがありますか (1つに○)	1. とてもある 2. まあまあある 3. あまりない 4. まったくない	
	18	あなたは、プライベートにおいて、平日1日のうちどれくらいの時間、スマートフォン、タブレット、パソコン等のインターネット機器を使用していますか？(1つに○)	1. 7時間～☒ 2. 5時間～7時間 3. 3時間～5時間 4. 1時間～3時間 5. ほとんどしない 6. 使わない、持っていない	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	19	問18で1～5と回答した方に伺います。インターネットを利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことはありましたか？ (すべてに○)	1. 自分の悪口をネット上に書き込まれた 2. 仲間外れやいじめを受けた 3. 自分の個人情報や写真をネット上にアップされた 4. 身に覚えのないお金を請求されたり、ゲームで多額のお金を請求された 5. ネット上で知り合った人から、しつこく会うように誘われた 6. ネット上で知り合った人と実際に会い、事件やトラブルに巻き込まれた 7. ネット上に書き込んだ内容がうまく相手に伝わらず、怒らせたり悲しませてしまった 8. なりすましやアカウントの乗っ取り被害にあった 9. 有害なホームページにつながったり、怪しいメールが届いた 10. 知らない人から裸の写真が送られてきたり、自分の裸の写真を送るよう要求された 11. その他（ ）	
居場所（プレーパーク等）	20	あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）はありますか。	1. ある 2. ない	こども大綱リストより
	21	問20で1. あると答えた方にうかがいます。次のうち、あなたの居場所はどこですか？ あてはまるものをすべて選んでください。	1. 学校 2. 部活動 3. 家庭 4. 図書館 5. 公民館 6. 公園 7. 児童センター・老幼の館・ヤングプラザ 8. 子ども食堂 9. プレーパーク 10. インターネット空間 11. 塾・習い事の場 12. 商業施設（遊戯施設、ショッピングモール） 13. その他（ ）	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（中学生）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
子どもの権利条約	22	子どもの権利条約を知っていますか？	1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉だけは聞いたことがある 3. 知らない	
外国にルーツを持つ子どもについて（周囲/当事者）	23	あなたの周りには「外国にルーツを持つ子ども」がいますか。（1つに○）	1. 自分自身がそうである 2. いる 3. いない	その他より追加
	24	問23で1. と答えた方に伺います。どんなときに困りましたか？	1. 友達づくり 2. 授業内容の理解 3. 日本語の習得状況 4. 行事参加等、学校生活のルール 5. 日本文化や日本での生活 6. 将来の進路選択 7. 名前や見た目 8. その他（ ） 9. 特にない	その他より追加
自由記述	25	ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。		

◆佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
属性（年齢・男女等）	1	お住まいの地区として当てはまる番号1つに○をつけてください。 ※封筒の宛名ラベルの右下に印字されている数字に○をつけてください。	10. 佐倉圏域 20. 臼井・千代田圏域 30. 志津北部圏域 40. 志津南部圏域 50. 根郷・和田・弥富圏域	前回調査票より
	2	あなたが思う自身の性別をお答えください。 (1つに○)	1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない 4. 答えたくない	
	3	あなたの年齢を教えてください。(1つに○)	1. 18歳～19歳 2. 20歳～24歳 3. 25歳～29歳 4. 30歳～34歳 5. 35歳～39歳	
	4	あなたの職業等を教えてください。(1つに○) 9「その他」を選択したときは、()に自分で考えた答えを書いてください。	1. 高校生 2. 大学院・大学生・短大・高等専門学校生 3. 予備校生・浪人生 4. フルタイムで勤務する社会人 5. パートタイム・アルバイトで勤務する社会人 6. 自営業者 7. 無職 8. 家事専業 9. その他 ()	
	5	あなたと同居しているご家族の方はどなたですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。	1. 母親 2. 父親 3. 兄弟姉妹 () 人 4. 祖母 5. 祖父 6. 配偶者 7. こども () 人 8. パートナー 9. 同居している人はいない 10. その他 ()	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
生活状況	6	あなたは普段（平日）何時ごろに起きますか。 （１つに○）	1. 午前６時より前 2. 午前６時頃 3. 午前７時頃☒ 4. 午前８時頃 5. 午前９時頃 6. 午前１０時頃 7. 午前１１時頃 8. 正午以降	
	7	あなたは普段朝食を食べますか。（１つに○）	1. 毎日食べる 2. 週に５～６回食べる☒ 3. 週に３～４回食べる 4. 週に１～２回食べる☒ 5. ほとんど食べない	
	8	あなたは普段（平日）何時ごろに寝ますか。 （１つに○）	1. 午後９時より前 2. 午後９時頃 3. 午後１０時頃 4. 午後１１時頃 5. 午前０時頃 6. 午前１時頃 7. 午前２時頃 8. 午前３時頃以降	
	9	あなたは、子どもや若者に対してどのような支援があると思いますか。 （○は３つまで）	1. こどもを見守る地域のつながりや支え合い 2. 安い家賃で住める住宅（寮や下宿のようなどころ） 3. 生活や就学のための経済的援助 4. 進路や生活についてなんでも相談できるところ 5.心の悩みや気持ちについて話を聞いてくれるところ 6.仲間と出会い、一緒に活動できる場所 7.自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供 8.地域における居場所の提供 9.読み書き計算などの基礎的な学習への支援 10.企業などでの職場体験等の機会 11.仕事に就けるようにするための就労に関する支援 12.本格的な就労をする前の中間的な就業場の設置 13.困ったときには寄り添って支援してくれるサポート体制 14.特にない 15.わからない 16.その他（ ）	

◆佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
居場所（プレーパーク等）	10	あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）はありますか。	1. ある 2. ない	こども大綱リストより
	11	問10で1. あると答えた方にうかがいます。次のうち、あなたの居場所はどこですか？ あてはまるものをすべて選んでください。	1. 学校、職場 2. 部活動、サークル 3. 家庭 4. 図書館 5. 公民館 6. 公園 7. ヤングプラザ 8. 子ども食堂 9. プレーパーク 10. インターネット空間 11. 塾・習い事の場 12. 商業施設（遊戯施設、ショッピングモール） 13. その他（ ）	
	12	あなたは、若者向けにどんな場所が佐倉市にあればよいと思いますか。（○は3つまで）	1. 大きな音（楽器演奏など）を出してもよい場所 2. 思いっきり身体を動かせる場所 3. 気軽におしゃべりできる場所 4. 自分の悩みに関する相談に乗ってくれる場所 5. 趣味仲間が自由に集まれる場所 6. インターネットが自由に使える場所 7. 静かに勉強したり本が読める場所 8. その他（ ）	
	13	あなたは普段どのくらい外出しますか。最もあてはまるものに○をつけてください。（1つに○）	1. 仕事や学校で平日は毎日外出する 2. 仕事や学校で週に3～4日外出する 3. 遊び等で頻繁に外出する 4. 人づきあいのためにときどき外出する 5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する 6. 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける 7. 自室からは出るが、家からは出ない 8. 自室からはほとんど出ない	

◆佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
外出(ひきこもり・不登校)	14	問13で「5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」から「8. 自室からはほとんど出ない」に○をした方にお伺いします。 あなたが現在の状態となつてどのくらい経ちますか。 (1つに○)	1. 3か月未満 2. 3か月～6か月未満 3. 6か月～1年未満☒ 4. 1年～3年未満 5. 3年～5年未満 6. 5年～7年未満☒ 7. 7年～10年未満 8. 10年～15年未満 9. 15年～20年未満☒ 10. 20年～25年未満 11. 25年～30年未満 12. 30年以上	
	15	問13で「5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」から「8. 自室からはほとんど出ない」に○をした方にお伺いします。 あなたがそのような状況になつたきっかけは何でしたか。(1つに○)	1. 不登校になつたこと 2. 受験がうまくいかなかったこと 3. 就職活動がうまくいかなかったこと 4. 職場になじめなかったこと 5. 人間関係がうまくいかなかったこと 6. 病気になつたこと 7. 妊娠・出産をしたこと 8. 退職したこと 9. 介護・看護を担うことになつたこと 10. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言 11. 特にない 12. その他 ()	
	16	問14で「3. 6か月～1年未満」から「12. 30年以上」に○をした方にお伺いします。 あなたの外出の状況が現在の状態になつたのは、何歳の頃ですか。(1つに○)	1. 14歳以下 2. 15歳～19歳☒ 3. 20歳～24歳 4. 25歳～29歳☒ 5. 30歳～34歳 6. 35歳～39歳	

◆佐倉市こども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
相談相手/抱えている悩み	17	あなたは、現在困っていることや悩んでいることがありますか。（ すべてに○ ）	1. 勉強や進学のこと 2. 学費のこと 3. 生活費のこと 4. 就職のこと 5. 仕事のこと 6. 家族のこと 7. 友人や仲間のこと 8. 性格のこと 9. 恋愛のこと 10. 結婚のこと 11. 健康のこと 12. 容姿のこと 13. 性別や体のこと 14. 心に関すること 15. 将来のこと 16. 政治や社会のこと 17. はっきりとした悩みはないが、なんとなく不安 18. その他（ 19. 特にない	
	18	あなたが何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる人（場所）を教えてください。（ すべてに○ ）	1. 親 2. 兄弟姉妹 3. 祖父母、親戚 4. 配偶者（パートナー） 5. 自分のこども 6. 学校の先生 7. 塾、予備校、習い事の先生 8. 学校の友人・先輩 9. 学生時代の友人・先輩 10. 職場の同僚・上司 11. 近所の人 12. 趣味の団体・グループなどの仲間 13. 交際相手 14. カウンセラー、精神科医 15. 公的な相談機関 16. 民間の相談機関 17. インターネット上で知り合った人、インターネット上の質問サイトや掲示板 18. その他（ 19. 誰（どこ）にも相談しない・相談できない（理由：	

◆佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査（青少年）

見出し	番号	設問内容	選択肢	備考
	19	あなたは、次の場所や相談窓口を知っていますか。 (すべてに○)	1. 佐倉市ヤングプラザ 2. くらしサポートセンター佐倉 3. こども家庭センター 4. 佐倉市教育電話相談室 5. ちば北総地域若者サポートステーション 6. 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」 7. ほっとすべーすつき	
地域での活動 (学校以外での活動)	20	近所の人と関わりがありますか (1つに○)	1. とてもある 2. まあまあある 3. あまりない 4. まったくない	
	21	あなたは、プライベートにおいて、平日1日のうちどれくらいの時間、スマートフォン、タブレット、パソコン等のインターネット機器を使用していますか？ (1つに○)	1. 7時間～☒ 2. 5時間～7時間 3. 3時間～5時間 4. 1時間～3時間 5. ほとんどしない 6. 使わない、持っていない	
	22	問22で1～5と回答した方に伺います。インターネットを利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことはありましたか？ (すべてに○)	1. 自分の悪口をネット上に書き込まれた 2. 仲間外れやいじめを受けた 3. 自分の個人情報や写真をネット上にアップされた 4. 身に覚えのないお金を請求されたり、ゲームで多額のお金を請求された 5. ネット上で知り合った人から、しつこく会うように誘われた 6. ネット上で知り合った人と実際に会い、事件やトラブルに巻き込まれた 7. ネット上に書き込んだ内容がうまく相手に伝わらず、怒らせたり悲しませてしまった 8. なりすましやアカウントの乗っ取り被害にあった 9. 有害なホームページにつながったり、怪しいメールが届いた 10. 知らない人から裸の写真が送られてきたり、自分の裸の写真を送るよう要求された 11. その他（ ）	
こどもの権利の認知状況？ ヤングゲアラ－？	23	子どもの権利条約を知っていますか？	1. 言葉も内容も知っている 2. 言葉だけは聞いたことがある 3. 知らない	
自由記述	24	最後に、子どもや若者に関することについて、普段感じていることやご意見・ご要望がありましたら、ご自由に御回答ください。	自由意見	

【資料5】

令和6年3月19日（火）
第2回佐倉市青少年問題協議会

令和6年度 佐倉市青少年問題協議会 会議予定

青少年問題協議会	「佐倉市こども計画」策定スケジュール	
	令和6年4月～5月	ニーズ調査
7月 第1回会議 ニーズ調査結果報告等	令和6年7月～11月	調査結果の分析・指標検討
	令和6年10月	骨子案作成
11月 第2回会議 素案に対する意見聴取	令和6年11月	素案作成
	令和6年12月～ 令和7年1月	計画案作成
	令和7年1月～2月	パブリックコメント
	令和7年3月	計画完成

第4次千葉県青少年総合プラン 概要

【参考1】

1 計画の概要

【計画策定の趣旨】
情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化している。
こうした中、国においては、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組むため、令和3年4月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。
県においても、国の大綱を踏まえ、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、新たな計画を策定する。

2 計画の基本的な考え方 【子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題】

(1)社会全体の環境の変化と課題

- 少子化の進行**（本県の出生数 S48（ピーク時）:8万2,960人、R2:4万168人）
 - ・子ども同士が触れ合う機会の減少に伴うコミュニケーション能力不足等を解消するための体験活動等の推進
 - ・学校の小規模化・統廃合に対応した質の高い学校教育の維持
- グローバル化の進展**（千葉県の外国人数 R3 16万2,830人 H23に比べ47%増）
 - ・多言語による情報提供、相談対応等の支援の充実
- 生命・安全の危機**（10-39歳の死因の第1位が自殺、生命に関わる虐待事件や交通事故の発生 等）
 - ・相談体制の充実
 - ・交通安全に係る啓発活動、交通安全教育の推進
- 格差拡大への懸念**（新型コロナウイルス感染拡大による社会的・経済的に恵まれない家庭への学力や健康等への影響）
 - ・家庭の社会的・経済的背景に関わらず、子ども・若者が健やかに成長できるよう取組みの推進
- 孤独・孤立の顕在化**（内閣官房調査「孤独感を感じる割合」20代:44.4%、30代:42.2%、全年齢平均:36.4%）
 - ・自殺やひきこもり等、孤独・孤立が背景として指摘される社会問題への適切な対応
- 低い自己肯定感**（ユニセフ国際調査「精神的幸福度」日本は38か国中37位）
 - ・豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育む教育の推進
- 価値観やライフスタイルの多様化**（グローバル化や情報化等による価値観やライフスタイルの多様化）
 - ・年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その人らしく生きていくことができる社会づくり
- 情報化の進展**（内閣府調査「青少年（10-17歳）のインターネット利用率」97.7%）
 - ・インターネットの情報等を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力（インターネットリテラシー）の向上
- SDGsへの社会的関心の高まり**
（2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標の推進に対する関心の高まり）
 - ・子ども・若者へのSDGsの理念の啓発、SDGsの担い手としての育成
- 子どもの権利に対する意識の低下**
（公社セーブ・ザ・フューチャー・ジャパン「子どもの権利条約」を聞いたことがない人の割合」子ども31.5%、大人42.9%）
 - ・子ども・若者の人権・権利への理解向上と保障の徹底 ※子ども:15-17歳、大人:18歳以上
 - ・子どもの権利条約が定める「参加する権利」（意見表明の機会、政策形成過程への参画）の促進

【計画の位置づけ】

- ①「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画
- ②県総合計画や関係計画との整合性を図る。

【計画期間】

令和5年度から令和9年度までの5年間

【計画の対象者】

子ども・若者（青少年）:乳幼児期から青年期（概ね30歳未満）まで
※施策によりポスト青年期（40歳未満）まで

(2)子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題

場	状況・課題	
家庭	○生活習慣の乱れと運動能力の低下	○ひきこもりの長期化
	○ヤングケアラー問題の顕在化	○ひとり親世帯における高い貧困率
	○児童虐待等、家庭内トラブルに係る相談件数の増加	
	○子育て中の保護者の孤立化	○理想の子ども数及び予定子ども数の減少
	○子育てコストの増加と多様化	
学校	○教職員の多忙化	○学校の小規模化及び統廃合
	○学校教育のICT化	○児童生徒の多様化
	○いじめ、自殺、不登校等生徒指導上の課題の多様化・複雑化	
地域社会	○地域社会の教育力の低下	
	○地域社会における担い手不足	
	○若者の移住・定住への関心の高まり	
情報通信環境 (インターネット空間)	○ICT活用能力の重要化	
	○インターネット利用者の低年齢化と利用時間の長時間化／SNS上のトラブルやいじめの増加	
就業 (働く場)	○若者の早期離職	○高止まりしている若年無業者（ニート）数
	○外国人労働者の増加	○国際競争の激化
	○起業意識の低さ	○各産業における新規就業者の減少

【参考】

- 児童虐待相談件数 H28年度:7,910人 R3年度:11,870人
- 世話をしている家族がいる小学6年生の割合 R3:6.5%（厚生労働省調査）
- 小・中・高（公立）合計不登校児童生徒数 H28年度:8,305人 R3年度:12,221人
- 小・中・高・特支（公立）合計のいじめ件数 H28年度:31,617件 R3年度51,478件
- 全校種の月あたり平均時間外在校等時間 R2.11:45時間58分
- 東京圏在住20代の地方移住への関心 R元.12:32.1%、R4.6:45.2%（内閣府調査）
- 地域運営組織の活動上の課題として担い手不足を挙げた割合 R3:84.5%（課題第1位）（総務省調査）
- SNSに起因する被害児童数 H28:1,736人 R3:1,812人（警察庁調査）
- 未就学児から高校生までのフィルタリングサービスを利用していない割合 R4調査:47.1%（総務省調査）
- 若年無業者（15-39歳）数 H28:77万人、R3:75万人（総務省調査）
- 公立学校で日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 H28:1,477人 R3:2,193人

第4次千葉県青少年総合プラン 概要

※第4次プランから新設した「目指す姿」「施策の柱」「基本目標」「基本方策」「施策の方向性」を赤字で示しています。

2 計画の基本的な考え方【目指す姿、施策の柱、基本目標、基本方策、施策の方向性】

「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉」に向けて、「4つの施策の柱」「8つの基本目標」「20の基本方策」「20の基本方策」を示し、施策を推進していく。

目指す姿	4つの施策の柱	8つの基本目標	20の基本方策	施策の方向性
若社会 一人の 人み ひん となり での成 長能 を性支 え、広 げるも 千葉	Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進	自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保	①健康と安全安心の確保	基本的な生活習慣の形成、体力向上、交通安全教育の推進、防災教育の推進、消費者教育の推進、飲酒・喫煙防止、思春期保健対策の推進、DV予防教育の推進
			②社会を生き抜く力の育成	確かな学力の向上、読書活動の推進、体験活動の推進、環境学習の推進、福祉教育の推進、文化芸術に触れる機会の創出、道徳教育の推進、人権教育の推進
			③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現	教職員の質・教育力の向上及び多様な専門性を持つ職員等との連携、教職員の働き方改革の推進、高等学校の魅力化・特色化、学校における指導体制の充実、私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進、情報活用能力を育むICT利活用の推進
		共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進	④多様な学習ニーズに対応した教育等の推進	共生社会の実現に向けた啓発等、男女共同参画に係る教育の推進、特別支援教育の推進、障害のある人の学校卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実、外国人の子ども等への支援、性的指向・性自認(性同一性)に関する理解促進
			⑤子ども・若者の社会参画の促進	社会形成に参画する態度を育む教育の推進、社会貢献活動の推進
			⑥職業能力の習得／就労支援の充実	キャリア教育の推進、若者の就労支援、社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実、労働者の権利保護
	IIの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止	きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実	⑦総合的な相談・支援体制の整備	千葉県子ども・若者支援協議会の運営、千葉県子ども・若者総合相談センターの運営、学校における相談体制の充実、地域における相談・支援体制づくり、アウトリーチ（訪問）型支援の充実
			⑧様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	不登校児童生徒に対する支援、いじめ防止対策、中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援、自殺防止対策、ひきこもりに対する支援、ニートに対する支援、ヤングケアラーに対する支援、慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者への支援
			⑨障害のある子どもへの支援	ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、地域における相談支援体制の充実、医療的ケア児に対する支援の充実
			⑩子どもの貧困対策の推進	学習支援・就学支援の充実、安定した生活の確保や自立の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、支援につなぐ体制の整備
		非行・被害防止	⑪非行・犯罪防止と立ち直り支援	非行・犯罪防止活動の推進、立ち直り支援、薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）
			⑫虐待・犯罪等の被害防止	児童虐待防止対策、社会的養護が必要な子どもへの支援の充実、少年の福祉を害する犯罪への対策、犯罪被害に遭った子どもへの対応、相談体制の充実
	IIIの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	世界を舞台に活躍する能力の育成	⑬世界を舞台に活躍する能力の育成	外国語教育の充実、多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成、郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進、理数系教育の充実、起業家精神を有する人材の育成、ESD教育の推進
		若者の新たな挑戦の応援	⑭若者の新たな挑戦の応援	次世代競技者の育成、次世代芸術家の応援、様々な分野で担い手となる若者の応援、起業・創業を目指す若者の応援、若者の移住・定住・二地域居住の応援
	IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり	地域社会の連携の強化	⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援	教職員の質・教育力の向上、学校における相談体制の整備、医療・保健関係専門職の養成・確保、児童福祉に関する専門職の養成・確保、少年補導に関する担い手の養成・確保、青少年育成活動の担い手の育成・確保
			⑯多様な主体による取組の推進と連携	青少年相談員活動の充実、市町村・民間関係団体等との連携
			⑰家庭・学校・地域の連携	家庭教育への支援、地域とともにある学校づくり
		社会環境の整備	⑱子ども・若者を守る環境の整備	子ども・若者にとって有害な環境の浄化、自主防犯意識の向上と防犯対策の推進、交通安全対策の推進
			⑲情報社会への対応	スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進、インターネット適正利用に向けた広報啓発、情報教育の推進
			⑳子どもを育てる環境の整備	健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減、働きながら生み育てやすい環境づくり、男女が協力して子育てできる環境づくり、待機児童解消に向けた保育所整備等の推進、保育人材の確保と資質の向上、多様な子育てサービスの充実、企業参画型子育て支援の推進

【参考 2】

こども大綱

(令和 5 年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「生活に満足している」と思うこどもの割合

70%

「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）

70%

社会的スキルを身につけているこどもの割合

80%

「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合

90%

「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

現状※維持
※97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合

70%

「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合

70%

「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

80%

「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合

55%

「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等